

第1回 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月9日(月) 午後1時00分から2時45分まで
開催場所	磯子区役所4階研究室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 影山 摩子弥(横浜市立大学都市社会文化研究科 教授)</p> <p>委員 石黒 政揮(東京地方税理士会横浜南支部)</p> <p>小宮山 滋(磯子区社会福祉協議会 会長)</p> <p>坂本 寿子(NPO法人夢・コミュニティ・ネットワーク 理事)</p> <p>椎野 律(磯子区子育て支援拠点「いそピヨ」 施設長)</p> <p>須田 幸雄(磯子区連合町内会長会 会長)</p> <p>宮脇 文恵(宇都宮短期大学人間福祉学科 教授)</p> <p>森 佳代子(磯子区障害児者地域訓練会さつき会 会長)</p> <p>屋代 昭治(磯子区民生委員児童委員協議会 会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>磯子区福祉保健センター長 近藤 健彦</p> <p>磯子区福祉保健センター担当部長 立花 千恵</p> <p>磯子区福祉保健課長 川崎 洋和</p> <p>磯子区高齢・障害支援課長 柴田 亜輝</p> <p>磯子区福祉保健課事業企画担当係長 朝日 麻織</p> <p>磯子区高齢・障害支援課担当係長 高田 江津子</p> <p>磯子区高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長 千坂 佑介</p> <p>磯子区福祉保健課事業企画担当 別紙 緋奈子、室本 真伊</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(公募要項等、評価基準及び審査方法、指定管理者選定スケジュールについて非公開)(傍聴者0人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理者の選任 2 会議の公開・非公開の決定 3 公募要項の内容 4 評価・選定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 書類審査 (2) 面接審査 5 選定スケジュール 6 その他
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に影山委員を選出、委員長職務代理者に宮脇委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とする。 第1回 公募要項等、評価基準及び審査方法、指定管理者選定スケジュール等

	<p>第2回 全て</p> <p>3 公募要項等について 「介護予防支援事業」及び「一般介護予防事業」について、「地域包括支援センター運営事業」の一部であることが分かるように記載を変更。</p> <p>4 評価基準・審査方法について 委員全員分の合計点をもとに選定するように変更。 1月下旬頃に資料を送付し、各委員において書類審査を行うことを確認。</p> <p>5 指定管理者選定スケジュールについては、事務局案のとおり。</p>
議 事	<p>1 委員長及び職務代理者の選任 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱（以下、「運営要綱」という。）第6条第1項に基づき、委員長に影山委員を選出。 運営要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に宮脇委員を指名。</p> <p>2 会議の公開・非公開の決定 （事務局）運営要綱第9条では、選定委員会の会議は原則公開とされているが、但し書きでは、選定委員会の決定により非公開とすることができるとされている。第1回選定委員会は公表前の資料について審議いただくため、これ以降の会議は非公開としたい。第2回選定委員会は応募団体の面接審査及び選定を行うが、結果の公表まで応募した団体を特定できないようにするため、全て非公開としたいと考える。 （委員長）事務局の説明について、異議等ないか。 （委員）区内他施設の指定管理者選定委員会は、面接審査は公開、審議部分のみ非公開で実施した。同じ区役所で扱いが違うのはなぜか。 （事務局）地域ケアプラザ選定委員会は同日に面接を行う団体が複数あるため、前に実施した面接内容が漏れてしまうことを危惧している。また、地域ケアプラザ選定における他区の状況も踏まえた結果、事務局案としては非公開としたいと考える。 （委員）了承。 （委員長）開かれた会議が望ましいが、公平性の問題もあるため、事務局案のとおり、第1回選定委員会はこれ以降非公開、第2回選定委員会も非公開とする。</p> <p>3 公募要項の内容 （事務局）次のとおり事務局案を説明。 ・地域ケアプラザの概要及び実施事業 ・職員配置基準 ・指定管理料の上限額 ・審査及び選定の手続き</p>

(委員長) 事務局の説明について、質問等あるか。

(委員) 公募要項のうち、所長の管理者の就任の可否及び指定管理料の説明部分に記載されている「介護予防支援事業」及び「一般介護予防事業」について、「地域包括支援センター運営事業」の一部であるかと思うが、分かりづらい。

(委員長) 資料は分かりやすい方がよいので、できるだけ伝わるような表現にしてほしい。

(事務局) 修正する。

4 評価・選定

(1) 書類審査

(事務局) 次のとおり事務局案を説明。

○評価基準

資料 2-1、2-2 のとおり

※合築施設との連携は根岸地域ケアプラザのみ。

※通所介護等通所系サービス事業は根岸、滝頭、磯子、新杉田、洋光台地域ケアプラザ。

○採点方法

・評価項目ごとに5段階で採点し、各項目の5段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出。最高点及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の合計点が最も高い団体を指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）、次に高い団体を次点候補者とする。

・同点時は委員長を除く委員で採決し、それでもなお同点であれば委員長が決する。

・財務状況の審査は、横浜市健康福祉局の外部委託評価を踏まえた上で財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とする。

・「本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」は、事務局で応募書類を確認のうえ、加点の可否を判断し、加点点数を算出する。

・「前期の指定管理業務の実績（2）職員配置状況」は、各年度の精算書に基づき、事務局で算出する。

○最低制限基準の設定

・最低制限基準を設ける。

・「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の1人あたり合計点に、第2回選定委員会出席者数を乗じて算出した点数の60%とする。

(委員) 合築施設は地区センターと合築している根岸地域ケアプラザのみとなっているが、屏風ヶ浦地域ケアプラザは磯子区生活支援センターと合築で

ある。磯子区生活支援センターは精神障害者の施設であり、広く一般に利用するわけではないが、精神障害者の施設と地域ケアプラザが連携することは重要ではないか。

(事務局) 合築施設の対象は、広く誰もが利用できる市民利用施設として整理している。

(委員) 通所系サービス事業から屏風ヶ浦地域ケアプラザが除かれているのは、指定管理ではなく民間でやっているからか。

(事務局) お見込みのとおり。

(委員) そのようになった経緯を教えてください。

(事務局) 初期の地域ケアプラザはデイサービスを指定管理業務としていたが、民間の通所系サービス事業所が増えてきたため、比較的新しい地域ケアプラザは指定管理業務としない整理とした。

(委員) 配点について、「運営ビジョン」の方が大きく、「事業」の方が少ないのはなぜか。

(事務局) 採点表は全市統一のひな形を使用している。

「運営ビジョン」は、団体としてケアプラザはどうあるべきかということの評価する点で、「団体の状況」などは、財務状況や職員配置体制など、団体が事業を継続できるかを評価する点で、それぞれ重要であるため、配点が高くなっている。

(委員) 複数団体応募があった際に、優れている事業を実施している団体に配点を多くつけたいため、「事業」の配点を大きくしてもよいと思う。

(委員長) そこは配点を変えずとも、各自の採点で点数に差をつけるとよいと思う。採点表は事務局案で進めることとしたいが、よろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 最高点及び最低点をつけた委員を除くという事務局案について、極端な点数を付けた委員を除くという意図がある。一方で、最高点及び最低点を付けた委員の意見が反映されないため、全員の点数を集計するという考え方もあるが、いかがか。

(委員) 全員分でよいのではないか。

(委員) 委員の中で点数にばらつきが生じる可能性があるため、最高点と最低点は切った方がよいのではないか。

(委員長) 地域の方が委員として参加する意味は、その地域の特色や課題等の情報を持っていることにある。客観的に書類だけを見て判断するならば、地域に無関係の人でも審査はできるが、地域の方は日々の活動の中で、地域ケアプラザの運営に関して良い部分、改善が必要な部分を把握されている。

応募団体が指定管理者としてふさわしいかどうかという評価基準を持っている方の意見が反映されることが大事であると考えているため、今回は9人全員の点数を集計する方法で行いたいが、よろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 60%を最低制限基準とする事務局案について、妥当であると思うがいか
がか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 財務状況の審査について、財務に関する有識者に判断をお願いしてそれ
を各委員の点数に反映させるということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 財務に関する有識者には当日、簡単な説明をお願いしたい。

(事務局) 健康福祉局が外部監査を行うため、その結果も財務に関する有識者にお
送りし、参考にして評価をつけていただく。

(委員長) 「前期の実績」も我々が採点するのか。

(事務局) 毎年実施しているP D C Aシートをもとに各委員で評価していただく。

(委員) 「本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」は、障害者雇用率とワ
ークライフバランス以外にも環境面など色々あるのではないか。

(事務局) この項目は、雇用施策上における重要政策と読み替えていただければと
思う。

(2) 面接審査

(事務局) 次のとおり事務局案を説明。

- ・面接審査は準備・プレゼンテーション・質疑応答・採点で35分とする。
- ・面接審査の後に総合審議の時間を設け、点数について議論したうえで
再度点数を集計し、集計結果の発表と指定候補者の決定を行う。

(委員長) 事務局の説明について、異議等ないか。

(委員) 異議なし。

5 選定スケジュール

(事務局) 選定スケジュールについて、資料4のとおり事務局案を説明。

応募がなければ第2回の公募を行うことを説明。

(委員長) 事務局の説明について、異議等ないか。

(委員) 異議なし。

	<p>6 その他</p> <p>(事務局) 議事録については、事務局で作成して委員長に確認した後、委員の皆様にもご連絡し、公表する。</p> <p>(委員長) 事務局の説明について、異議等ないか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
<p>資 料</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 選定委員会委員・事務局名簿</p> <p>(2) 公募要項 (案) (資料1)</p> <p>(3) 横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者 提案書類 (案) (資料2-1)</p> <p>(4) 磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定 採点表 (案) (資料2-2)</p> <p>(5) 評価基準項目について (案) (資料2-2 補足)</p> <p>(6) 第2回磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会タイムスケジュール (案) (資料3)</p> <p>(7) 地域ケアプラザ選定スケジュール (案) (資料4)</p> <p>(8) 地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類 (案) (参考資料)</p> <p>(9) 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱 (参考資料)</p> <p>(10) 磯子区版「地域ケアプラザへ行こう！」(参考資料)</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は、令和7年4月14日(月)及び4月21日(月)に開催予定。</p> <p>開催場所は、後日連絡する。</p>